地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総則

第1節 総則

第1-1条~第1-10条 [略]

## 第1-11条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業 農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登 録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
- (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。 ただし、変更時と完了時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)に満たない場合は、 変更時の登録を省略できるものとする。
- (3) 【削る】 完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

第1-12条 ~ 第1-39条 [略]

第2章 ~ 第3章 「略]

第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験

第1節 ~ 第5節 [略]

第6節 孔内載荷試験(プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験)

第7節 ~ 第8節 [略]

第5章 サウンディング

第1節 ~ 第2節 [略]

第3節 機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験

第4節 ~ 第6節 「略]

現行

地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総則

第1節 総則

第1-1条~第1-10条 [略]

## 第1-11条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業 農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登 録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
- (1)受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内【新設】。
- (2)登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内【新設】。 【新設】
- (3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

第1-12条 ~第1-39条 [略]

第2章 ~ 第3章 [略]

第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験

第1節 ~ 第5節 [略]

第6節 孔内載荷試験 【新設】

第7節 ~ 第8節 [略]

第5章 サウンディング

第1節 ~ 第2節 [略]

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

第4節 ~ 第6節 「略]

# 調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

## 第6章 サンプリング

第1節 概要 [略]

第2節 標本用試料

第6-2条 試料作製

標本用試料の採取位置及び数量は、特別仕様書等又は調査職員の指示によるものとする。

2 試料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。 なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。

調査名			
地点番号	No.	号	番
採取深度		m ~	m
土質名			
打撃回数			
採取月日	【削る】	年 月	日
採取者名			

## 第3節 ~ 第4節 [略]

#### 第7章 解析等調查業務

#### 第7-1条 目的

解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。

2 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

第7-2条 ~ 第7-3条 [略]

第8章 ~ 第12章 [略]

# 第6章 サンプリング

第1節 概要 [略]

第2節 標本用試料

## 第6-2条 試料作製

標本用試料の採取位置及び数量は、特別仕様書等又は調査職員の指示によるものとする。

2 試料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。 なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。

調査名					
地点番号	No		号	番	
採取深度		m	~	m	
土質名					
打撃回数					
採取月日	平成	年	月	日	
採取者名					

## 第3節 ~ 第4節 [略]

#### 第7章 解析等調查業務

#### 第7-1条 目的

解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。

2 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり等【新設】を除くものとする。

第7-2条 ~ 第7-3条 [略]

第8章 ~ 第12章 [略]

# 測量業務共通仕様書

# 測量業務共通仕様書

# 第1条 [略]

#### 第2条 作業実施

測量業務等は、農政水産部「香川県土地改良事業測量作業規程」 (令和3年2月25日付け承認番号国国地 第124号) により実施するものとする。

## 第3条~第11条 [略]

#### 第12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録 機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
- (1) 受注時は、契約締結後十曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とする。ただし、変更時と完了時の間が 10 日間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。
- (3) 【削る】完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

#### 第13条~第39条 [略]

## 第1条 [略]

#### 第2条 作業実施

測量業務等は、農政水産部「香川県土地改良事業測量作業規程」<del>(平成28年7月5日付け承認番号国国地第45号)</del>により実施するものとする。

行

#### 第3条 ~ 第11条 [略]

## 第12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録 機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

現

- 2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
- (1)受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内【新設】。
- (2)登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内【新設】。 【新設】
- (3) <del>業務</del>完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

## 第13条 ~第39条 [略]

# 設計業務共通仕様書

# 設計業務共通仕様書

## 第1章 総則

第1-1条~第1-6条 [略]

#### 第1-7条 照査技術者及び照査の実施

受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。

- $2 \sim 4 [略]$
- 5 照査技術者は、上記に示す業務の節目毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名【削る】のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。
- 6 [略]

## 第1-8条~第1-11条 [略]

#### 第1-12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録 機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
- (1) 受注時は、契約締結後十曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。ただし、変更時と完了時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。
- (3) 【削る】完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

## 第1-13条~第1-38条 [略]

#### 第2章 設計業務「略]

## 第1章 総則

第1-1条~第1-6条 [略]

#### 第1-7条 照査技術者及び照査の実施

受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。

行

- $2 \sim 4$  「略]
- 5 照査技術者は、上記に示す業務の節目毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名押印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。
- 6 [略]

#### 第1-8条~第1-11条 「略]

#### 第1-12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録 機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

現

- 2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
- (1)受注時は、契約締結後十曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内【新設】。
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内【新設】。 【新設】
- (3) <del>業務</del>完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

## 第1-13条~第1-38条 [略]

#### 第2章 設計業務 [略]

#### 4

# 用地調查等業務共通仕様書

#### 第1章 総則

第1条~第11条 [略]

#### 第12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録機 関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
- (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とする。
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とする。ただし、変更時と完了時の間が 10 日間(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。
- (3) 【削る】完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

#### 第13条 ~ 第25条 [略]

#### 第26条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合は、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第26条に規定する一般的損害、約款第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 約款第39条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第27条 ~第38条 [略]

#### 第2章 ~ 第7章 「略]

現 行

# 用地調查等業務共通仕様書

#### 第1章 総則

第1条 ~ 第11条 [略]

#### 第12条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、登録 機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 業務実績データの登録は、原則として以下の期限内に登録申請を行い、監督職員の承認を受けるものとする。
- (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内【新設】。
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内 【新設】。 【新設】
- (3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

#### 第13条 ~ 第25条 [略]

#### 第26条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合は、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第26条に規定する一般的損害、約款第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に 帰すべき損害とされた場合
- (2) 約款第39条に規定する 瑕疵責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

## 第27条 ~ 第38条 [略]

#### 第2章 ~ 第7章 「略]

## 第8章 消費稅等調査

第128条 [略]

# 第129条 調査

土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- (1) ~ (15) [略]
- (16) 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- (17) その他資料

## 第130条 補償の要否の判定等

消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費 税及び地方消費税の取扱いについて」(令和元年10月10日付け元農振第1862号農林水産省農村振興局長通知)) により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表を用いて、作成するも のとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて 判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章 ~ 第22章 [略]

#### 第8章 消費税等調査

第128条 [略]

#### 第129条 調査

土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

(1) ~ (15) [略]

#### 新設

(16) その他資料

## 第130条 補償の要否の判定等

消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(平成26年4月1日付け25 農振第2418 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知))により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章 ~ 第22章 [略]